

番号:140356  
 国名: タンザニア  
 担当部署: 農村開発部乾燥畑作地帯第一課  
 案件名: コメ振興支援計画プロジェクト(マーケティング)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: マーケティング
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2014年6月下旬から2014年9月下旬まで
- (2) 業務M/M: 国内 0.45M/M、現地 2.23M/M、合計 2.68M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 4日、現地調査期間 67日、整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 6月11日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針:
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 当該業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等:
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務: 農産物	農産物マーケティングに係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種:  
 黄熱: 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

### 6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDPの約4分の1および輸出額の約2割程度を占め、かつ人口の4分の3の生計を支えており、同国の経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵である。そのため2010/11年度から5年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズII(MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を2015年までに6.0%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年4~5%/年で推移している。その中でメイズに次ぐ穀物生産

量(132万トン、2012年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かず、消費量の7~8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トンを2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術に係る協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジェロ農業研修センター(KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続き2007年~2012年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス-1)」が実施された。その結果として同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省(MAFC)研修局とザンジバル農業・天然資源省(MANR)をカウンターパート機関、同研修局の6研修所およびMANRのキジンバニ農業研修所の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から2018年11月までの6年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2)を実施している。

タンライス-2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、これまでにチーフアドバイザー/マーケティング、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名を派遣している。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区管理・マーケティング・バリューチェーン)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計14名~16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ」(TG)と称される(マーケティング分野も16名が配置されているが、留学等で3名が長期休暇なので、今回招集できるのは13名である)。

タンライス-2では、マーケティング専門家を2013年9月28日から約2ヶ月間派遣し、同分野の定義付、タンライス-1での研修結果のレビューと課題の整理、先進事例の調査結果に基づく5つの研修項目の選定および研修方法の提案等を行ったうえで、全体実施計画と次年度計画を作成した。なお、これら5項目は、農家グループを対象とした2項目(加工業者と市場へのスタディーツアー・ステークホルダー会議)と個人を対象とした3項目(市場情報システム・収支計算・粳の品質向上)からなり、全項目を集団で実施することを教授する研修コースだけでなく、単項目もしくは2~3項目の組み合わせを農家個々が実施することを教授する研修コースも実施できる。つまり、対象地区の組織化の程度と研修資金の制約次第でコースの選択も可能である。

本専門家の派遣目的は、マーケティング分野の2年目の活動として、初年度に策定した活動計画に沿って教材作成と研修講師の研修(TOT)の支援を行ったのち、パイロット研修を実施し、パイロットでの経験に基づいて教材、研修方法の改訂を行うことで、次年度(3年目)からの本格的な課題別研修実施の基礎を確立することである。具体的活動としては、①教材作成支援を含むTOTの実施、②パイロット研修の実施、③研修ガイドライン(モニタリング方法の提案を含む)の作成支援、④2015/2016年度年間活動計画案の策定が挙げられる。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、マーケティング専門家としてTGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2014年6月下旬)

- 1) タンザニアのコメセクターおよびタンライスにかかわる関連資料の収集・整理・分析を行い、タンライス-1におけるマーケティング分野の取り組み、タンライス2における同分野の活動計画案の情報を把握する。
- 2) 上記1)を踏まえ、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワーク・プラン(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2014年7月上旬～9月上旬)

- 1) C/P 機関及び JICA タンザニア事務所にワーク・プランを提出し、内容の確認・協議を行う。
- 2) プロジェクト専門家・TG メンバー（リーダー、副リーダー）との協議を通じて、KATC にて実施する TOT ワークショップの準備業務を以下のように行う。
  - ① 前年度策定した全体活動計画及び年間活動計画を参照し、本年度の活動を確認する。
  - ② 研修の対象となる灌漑区の選定基準及び一般研修の進捗データを確認し、パイロット研修対象となる灌漑区(4区)を選定する。その際、既存のデータや関係者への聞き取りから、研修対象灌漑区の情報を収集し、各灌漑区に適したパイロット研修項目(単項目もしくは2～3項目の組み合わせで)を選定する。
  - ③ 研修対象者の選定基準を確定する。
  - ④ 初年度に選定した5つの研修項目の実施方法を協議確認し、一般研修やタンライス-1の課題別研修の教材を参考に教材案を作成する。なお、教材は、後述の TOT およびパイロット研修の実施結果をもとに改訂する。
- 3) KATC にて TG メンバー全員に向けて TOT を実施するとともに、パイロット研修の準備を行う。
  - ① 上記 2) ④ で作成した研修用教材案を用いて、TG メンバーに対して研修の実施演習を行い、必要に応じて研修用教材案を改善する。その際、演習は研修ガイドラインの作成を念頭に行う。
- 4) 選定した4つの灌漑区においてパイロット研修(マーケティング)を実施する。
  - ① 研修対象灌漑区において、県や灌漑区の関係者、普及員と協議し、研修実施に向けた準備を行う。
  - ② 各研修項目の教材と研修方法の適用性を確認することを目的に、上記 2) ② で選定した2～3地区において、単研修項目もしくは2～3項目の組み合わせで行う短い日数の研修を TG リーダーと副リーダー及び他1名で実施し、必要ならば改善を行う。また、研修報告書の作成も行う(TG メンバーのうち3名はタンライス-1のときからマーケティング TG メンバーであったために研修に習熟しているが、残り10名は新規メンバーであるためにマーケティング研修に習熟していない。この②では習熟した3名(正副リーダーと他1名)で短い日数の農家研修を実施して研修内容・教材の確認・改善と指導者育成を行い、後述の 4) ③ で、13名全員で農家研修を行うことを通じて TOT の仕上げを行うことを考えている)。
  - ③ 必要な改善を加えたのち、TOT の仕上げを目的として、残り1～2地区で TG リーダーと副リーダーが指導者となって、5項目全ての研修を TG メンバー全員で実施する。
  - ④ パイロットで収集した情報を整理・分析し、研修結果の報告書を作成する。
- 5) 8月下旬に開催が予定されている TG 会議において、TG メンバーとともに下記の内容を行う。
  - ① 上記 4) の研修結果を TG メンバーと共有し、TG メンバーからのコメントに基づいて研修内容を改善するとともに、ガイドライン案について協議する。同ガイドラインは TG メンバーが課題別研修を実施するときに基礎とするもの。構成としては、研修対象地区の選定からモニタリングまでの研修内容と実施方法を説明したうえで、研修報告書作成のルールも規定することを想定している。
  - ② 研修の成果として、教授した内容の実践度合い、定着率(例: 収支計算を導入してコスト削減ができた)をモニタリングする手法(対象者: 地区リーダー・一般農家・普及員など、方法: 電話での聞き取りなど)を協議し、モニタリング用のマテリアル(様式など)を準備する。
  - ③ 本年度のパイロット研修の結果を踏まえて、課題別研修(マーケティング)の、対象地域/グループ(誰に対して)、活動内容(何を)、到達目標(どこまで)、方法(どのように)について TG メンバーと協議の上、上述①で協議したガイドライン案を作成する。さらに、来年度の行動計画案を策定する。
  - ④ ③で決定した内容を参考に、PDM の指標のうち、関連部分の未定数値(案)を設定する。
- 6) 上記 2)～5) までの結果を踏まえて、研修ガイドライン案と現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間(2014年9月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

### (1) ワーク・プラン

和文2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

英文3部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

### (2) 現地業務結果報告書

英文3部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

記載項目には、研修ガイドライン案、次年度行動計画案を含む。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、JICA「コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(2014年4月)

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田/羽田⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒成田/羽田を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程/執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月5日～9月9日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー/マーケティング(長期派遣専門家)
- ・ 稲栽培技術(長期派遣専門家)
- ・ 水管理/農民組織(長期派遣専門家)
- ・ 稲作普及/モニタリング(長期派遣専門家)
- ・ 業務調整(長期派遣専門家)
- ・ ジェンダー(短期専門家)

### 3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎  
あり
- ② 宿舍手配  
あり
- ③ 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上  
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

農業・食糧安全保障・協同組合省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。  
・「タンザニア連合共和国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(2012年7月)(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- 2) 本業務に関する資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8459)にて配布します。

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます(冒頭留意事項参照)。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)、または就労許可証(Work Permit: WP)を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約(単独型)締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上